

観光プロモーションプロデューサー業務委託仕様書

1 業務の目的

三重県への観光誘客促進を図るため、各種広告で使用するキャッチコピー等のクリエイティブ制作に関する高度な専門的知見と経験を有する「観光プロモーションプロデューサー」の助言及び解決方策を活用し、観光プロモーション施策の効果を最大化することを目的とする。

2 業務の実施期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務の内容

(1) 業務概要

県の観光プロモーション施策の効果を最大化するため、媒体・発信方法やクリエイティブ・PR イベントでの実施事項等の選択時において、助言及び解決方策を提供すること。又、三重県が観光プロモーションを実施するにあたって必要なクリエイティブ指針等を策定すること。

(2) 実施方法

以下に示すアからウのとおり、業務を実施すること。

ア 定例ミーティングの実施

- ・期間中8回以上（一月あたり1回程度）実施すること。
- ・原則としてオンライン開催とするが、期間中1回は必ず対面とすること。

イ 委託者からの質問等に対するメールによる回答

- ・一月あたり平均2回程度を想定

ウ 事業実績に係る報告書の作成

- ・定例ミーティング及びメールによる相談についての月次報告書の作成
- ・指針等の策定を含めた最終報告書

4 報告書

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書を紙媒体（2部）及び電子データにより提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 「3（2）」の実施内容

イ 上記の他、三重県が指示したもの

(2) 納入場所 三重県観光部観光誘客推進課内

(3) 納入期限 令和6年3月29日（金）

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者協議を行うこと。

(2) 落札資格停止等の措置

契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

7 その他

(1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。

(4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。

(5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。

(6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

(7) 委託者は、必要に応じ、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応すること。

(9) 業務の遂行において、本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は委託者と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速

やかに両者協議の上、対処するものとする。

- (10) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。